

(証券コード 4671)
2025年6月3日

株 主 各 位

京都市左京区聖護院蓮華藏町44番地3
株式会社 ファルコホールディングス
代表取締役社長 社長執行役員 安田忠史

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.falco-hd.co.jp/stockholder/meeting.html>

【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4671/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ファルコホールディングス」または「コード」に当社証券コード「4671」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット等または書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」に従って、2025年6月23日（月曜日）午後5時までに議決権行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 京都市下京区東塩小路町570番
THE THOUSAND KYOTO（ザ・サウザンド京都）1階 大宴会場「花鳥」
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)
3. **目的事項**
報告事項 1. 第38期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第38期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項**
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 会計監査人選任の件

以 上

当社ウェブサイトに掲載する事項のお知らせ

1. 電子提供措置事項についてはインターネット上の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、議決権を有するすべての株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ① 事業報告の主要な事業所、主要な借入先の状況、会社の新株予約権等に関する事項、会計監査人の状況、会社の体制及び方針
- ② 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
- ③ 計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表

2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

3. 株主総会決議通知につきましては、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。是非とも、議決権行使いただきますようお願い申しあげます。

議決権行使には、以下の3つの方法がございます。



株主総会ご出席による 議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2025年6月24日（火曜日）
午前10時



インターネット等による 議決権行使

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時まで



書面（郵送）による 議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時到着

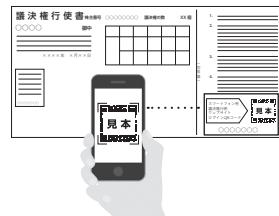
- ◎ 当日ご出席の際は、開会時刻間際には会場受付が混雑いたしますので、多少お早めにご来場くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

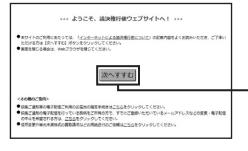
インターネット等による議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

その他のご照会は、
右記のお問い合わせ先にお願いいたします。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

・証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社あてお問い合わせください。

・証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行 証券代行部

0120 (782) 031

(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

1. インターネット等による議決権行使の際のご注意について

- (1) 議決権の行使期限は2025年6月23日（月曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者への料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンやスマートフォン等のインターネット等のご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

2. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている「議決権行使コード」は、本総会に限り有効です。

3. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題の一つとして認識しております。株主還元につきましては、強固な経営基盤の確保と株主資本の利益率の向上に努めるとともに、安定的な配当を維持しながら、内部留保の充実、業績等に応じた適正な利益還元を行うという基本方針のもと、2025年3月期より、連結純資産配当率（DOE）5%を目標としております。

これらの状況及び財政状態を総合的に勘案した結果、株主還元に関する目標（連結純資産配当率5%）の早期達成に向けて、当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり普通配当63円とさせていただきたいと存じます。これにより、先に実施しました中間配当金（1株につき60円）と合わせまして、年間配当金は1株につき123円となり、13期連続の増配となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金63円といたします。
なお、この場合の配当総額は、662,148,774円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月25日といたします。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制強化のため1名を増員し、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名・報酬委員会の答申を経ております。

また、本議案に関しましては、監査等委員会からすべての候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	当地における位	取締役会況
1	安田忠史	再任	代表取締役社長 (社長執行役員)	16回／16回 (100%)
2	福井崇史	再任	取締役 (専務執行役員)	16回／16回 (100%)
3	河田興一	再任	取締役 (常務執行役員)	16回／16回 (100%)
4	郷田哲夫	再任	取締役	16回／16回 (100%)
5	大馬久幸	新任	(執行役員)	—
6	黒田修平	新任	(執行役員)	—
7	島田圭	新任	—	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p style="text-align: center;"> 再任 やす だ ただ し 安 田 忠 史 (1958年8月9日生) </p>	<p>1995年2月 株式会社ファルコバイオシステムズ (現当社)入社</p> <p>2005年12月 当社常務取締役経営企画本部長（兼） 事業開発本部長</p> <p>2008年1月 当社専務取締役企画管理本部長</p> <p>2010年3月 当社専務取締役戦略業務室長（兼） ファーマ事業室長</p> <p>2015年6月 当社取締役副社長（兼）戦略業務室長</p> <p>2017年6月 当社代表取締役社長（兼）戦略業務室長</p> <p>2019年4月 当社代表取締役社長（兼）経営企画室長</p> <p>2021年6月 当社代表取締役社長 株式会社ファルコビジネスサポート (現 株式会社メディサーブ) 代表取締役会長（現任）</p> <p>2023年6月 当社代表取締役社長執行役員</p> <p>2024年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現任)</p>	43,200株
	取締役候補者とした理由	安田忠史氏は、当社入社以来、経理・経営企画部門を所管し、2017年6月から代表取締役社長、2024年6月からは代表取締役社長 社長執行役員として、強いリーダーシップと決断力をもって、当社グループ全体の経営の指揮を執っております。こうした経験及び高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	
2	<p>再任</p> <p>ふく い たか ふみ 福 井 崇 史 (1965年10月12日生)</p>	<p>2002年11月 株式会社ファルコバイオシステムズ (現当社) 入社</p> <p>2020年4月 株式会社ファルコバイオシステムズ バイオメディカル事業部 部長</p> <p>2021年6月 当社取締役臨床事業室副室長</p> <p>株式会社ファルコバイオシステムズ 取締役バイオメディカル事業部長</p> <p>2022年6月 当社取締役ゲノム事業室長</p> <p>株式会社ファルコバイオシステムズ 常務取締役バイオメディカル事業部長</p> <p>2023年6月 当社取締役常務執行役員</p> <p>ゲノム事業室長</p> <p>株式会社ファルコバイオシステムズ 専務取締役バイオメディカル事業部長</p> <p>2023年12月 当社取締役常務執行役員</p> <p>経営企画室(兼)ゲノム事業室長</p> <p>2024年6月 当社取締役専務執行役員</p> <p>ゲノム事業室長(現任)</p> <p>株式会社ファルコバイオシステムズ 代表取締役会長(兼)バイオメディカル事業部長(現任)</p> <p>株式会社ファルコファーマシーズ 取締役会長(現任)</p> <p>チューリップ調剤株式会社 取締役会長(現任)</p> <p>株式会社メディサージュ 代表取締役(現任)</p>	7,600株	
	取締役候補者とした理由	<p>福井崇史氏は、株式会社ファルコバイオシステムズ入社以来、遺伝子ビジネスを所管し、2024年6月から当社取締役専務執行役員ゲノム事業室長、株式会社ファルコバイオシステムズ代表取締役会長(兼)バイオメディカル事業部長などを兼務し、遺伝子ビジネスをはじめとした当社グループの発展に貢献しております。こうした経験及び高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">再任</div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">かわ</div> <div style="margin-right: 10px;">た</div> <div style="margin-right: 10px;">よ</div> <div style="margin-right: 10px;">いち</div> <div style="margin-right: 10px;">(1962年3月30日生)</div> </div> </div>	<p>1992年11月 株式会社ファルコバイオシステムズ（現当社）入社</p> <p>2017年7月 株式会社ファルコバイオシステムズ執行役員臨床検査部長</p> <p>2018年6月 当社取締役臨床事業室副室長（兼）事業開発室副室長</p> <p>株式会社ファルコバイオシステムズ取締役臨床検査本部長</p> <p>2019年4月 当社取締役臨床事業室副室長（兼）経営企画室副室長</p> <p>2021年6月 当社取締役臨床事業室副室長</p> <p>株式会社ファルコバイオシステムズ常務取締役臨床検査本部長</p> <p>2022年6月 当社常務取締役臨床事業室長</p> <p>株式会社ファルコバイオシステムズ代表取締役社長（現任）</p> <p>2023年6月 当社取締役常務執行役員臨床事業室長（現任）</p>	10,230株
	取締役候補者とした理由	河田與一氏は、当社入社以来、臨床検査部門を所管し、2022年6月から株式会社ファルコバイオシステムズ代表取締役社長、2023年6月からは当社取締役常務執行役員臨床事業室長として、臨床検査事業の発展に貢献しております。こうした経験及び高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	<p>再任</p> <p>郷 田 哲 夫 (1966年2月26日生)</p>	<p>2016年4月 株式会社ファルコバイオシステムズ入社</p> <p>2017年7月 株式会社ファルコバイオシステムズ執行役員臨床営業部長</p> <p>2018年7月 株式会社ファルコバイオシステムズ常務執行役員臨床営業本部長</p> <p>2018年10月 当社臨床事業室（兼）事業開発室副室長（理事）</p> <p>2019年6月 当社取締役臨床事業室副室長</p> <p>株式会社ファルコバイオシステムズ取締役臨床営業本部長</p> <p>2020年7月 当社取締役臨床事業室副室長（兼）経営企画室副室長</p> <p>2021年6月 当社取締役開発室長（兼）臨床事業室副室長</p> <p>株式会社ファルコバイオシステムズ常務取締役臨床営業本部長</p> <p>2022年6月 当社取締役ICT事業室長 (兼) 臨床事業室副室長</p> <p>株式会社ファルコバイオシステムズ専務取締役</p> <p>株式会社ファルコビジネスサポート (現 株式会社メディサーブ)</p> <p>代表取締役社長</p> <p>2023年6月 当社取締役執行役員ICT事業室長</p> <p>2024年6月 当社取締役経営企画室長（現任）</p>	7,000株
	取締役候補者とした理由	郷田哲夫氏は、株式会社ファルコバイオシステムズ入社以来、臨床営業部門及びICT部門を統括し、2024年6月からは当社取締役経営企画室長として、当社グループの発展に貢献しております。こうした経験及び高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	
5	<p>新任</p> <p>おお ば ひさ ゆき 大 馬 久 幸 (1969年11月5日生)</p>	<p>2007年9月 株式会社ファルコバイオシステムズ (現当社) 入社</p> <p>2015年7月 株式会社ファルコビジネスサポート (現 株式会社メディサージュ) 執行役員経理部長</p> <p>2016年6月 チューリップ調剤株式会社取締役 株式会社ファルコファーマシーズ 常務執行役員</p> <p>2016年7月 株式会社ファルコビジネスサポート (現 株式会社メディサージュ) 常務執行役員</p> <p>2017年6月 株式会社ファルコファーマシーズ 取締役</p> <p>2019年1月 株式会社ファルコビジネスサポート (現 株式会社メディサージュ) 常務執行役員経理部長</p> <p>2019年6月 株式会社ファルコビジネスサポート (現 株式会社メディサージュ) 取締役企画室長(兼) 法務室長 (兼) 総務部長(兼) 経理部長</p> <p>2019年7月 当社執行役員管理室副室長</p> <p>2022年6月 株式会社ファルコビジネスサポート (現 株式会社メディサージュ) 常務取締役企画室長(兼) 経理部長</p> <p>2022年7月 当社執行役員管理室長 株式会社メディサージュ 常務取締役管理本部長</p> <p>2024年6月 当社執行役員ファーマ事業室副室長 (現任) 株式会社ファルコファーマシーズ 取締役(現任) チューリップ調剤株式会社 代表取締役社長(現任)</p>	5,100株	
	取締役候補者とした理由	大馬久幸氏は、株式会社ファルコバイオシステムズ入社以来、管理部門を所管し、2024年6月からは当社執行役員ファーマ事業室副室長、チューリップ調剤株式会社代表取締役社長として、経営管理基盤の安定及び調剤薬局事業の発展に貢献しております。こうした経験及び高い見識を有していることから、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	<p>新任</p> <p>黒田修平 (1973年5月22日生)</p>	<p>2012年3月 株式会社ファルコビジネスサポート (現 株式会社メディサージュ) 入社</p> <p>2017年4月 株式会社ファルコビジネスサポート (現 株式会社メディサージュ) 経理部長</p> <p>2019年6月 株式会社ファルコファーマシーズ 取締役</p> <p>2021年6月 チューリップ調剤株式会社取締役 株式会社ファルコビジネスサポート (現 株式会社メディサージュ) 取締役</p> <p>2022年6月 当社執行役員臨床事業室副室長 (兼) ゲノム事業室副室長 株式会社ファルコバイオシステムズ 取締役</p> <p>2022年7月 株式会社メディサージュ取締役 ICT事業本部 本部長補佐 副本部長</p> <p>2022年10月 当社執行役員構造改革推進室副室長 (兼) 臨床事業室副室長 (兼) ゲノム 事業室副室長</p> <p>2023年6月 当社執行役員経営企画室長 (兼) ICT事業室副室長 (兼) ゲノム 事業室副室長</p> <p>2024年6月 当社執行役員管理室長 (兼) ICT事業室副室長 (兼) ゲノム 事業室副室長 (現任) 株式会社メディサージュ常務取締役 管理本部長 (兼) ICT事業本部 本部長補佐 副本部長 (現任)</p>	4,700株
	取締役候補者とした理由	黒田修平氏は、株式会社ファルコビジネスサポート（現 株式会社メディサージュ）入社以来、主に管理部門を所管し、2024年6月からは当社執行役員管理室長（兼）ICT事業室副室長（兼）ゲノム事業室副室長、株式会社メディサージュ常務取締役管理本部長（兼）ICT事業本部 本部長補佐 副本部長として当社グループの発展に貢献しております。こうした経験及び高い見識を有していることから、取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	<p>新任 しま 島 だ 田 けい (1973年7月16日生)</p>	<p>2005年3月 株式会社ファルコバイオシステムズ 入社</p> <p>2022年7月 株式会社メディサージュ ICT事業本部営業ユニット長（副部長）</p> <p>2024年6月 株式会社メディサージュ ICT事業本部営業ユニット長（部長）</p> <p>2024年6月 当社ICT事業室副室長（現任） 株式会社メディサージュ取締役 ICT事業本部副本部長（現任）</p>	4,800株
	取締役候補者とした理由	島田圭氏は、株式会社ファルコバイオシステムズ入社以来、ICT部門を所管し、2024年6月からは当社ICT事業室副室長、株式会社メディサージュ取締役ICT事業本部副本部長として、ICT事業の発展に貢献しております。こうした経験及び高い見識を有していることから、取締役候補者といたしました。	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の会社役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することしております。（但し、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。）各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員である取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名・報酬委員会の答申を経ております。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>新任 社外 独立 たか い まさ はる 高 井 晶 治 (1965年5月1日生)</p>	<p>1993年10月 中央監査法人（後のみすず監査法人） 京都事務所入所</p> <p>1997年4月 公認会計士登録</p> <p>2004年7月 中央青山監査法人（後のみすず監査法人）パートナー</p> <p>2007年3月 京都監査法人（現 PwC Japan有限責任監査法人）パートナー</p> <p>2019年7月 日本公認会計士協会京滋会副会長（現任）</p> <p>2023年7月 高井晶治公認会計士事務所開設、代表（現任）</p> <p>2024年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2025年2月 ひかり監査法人経営機能監督委員（現任）</p>	一株
	監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要	<p>高井晶治氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、2024年6月からは当社社外取締役として、その職務を適切に遂行されております。同氏の豊富な経験、専門知識及び高い見識を当社の経営に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。</p> <p>同氏が選任された場合は、上記の知見を活かして、特に企業会計について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくこと、及び指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定等について客観的・中立的立場で関与、監督いただくことを期待しております。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<p>新任 社外 独立</p> <p>磯田光男 (1970年1月7日生)</p>	<p>1995年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）</p> <p>1995年4月 三宅合同法律事務所（現 弁護士法人三宅法律事務所）入所</p> <p>2001年6月 ハーバード・ロースクールLL.M.課程修了</p> <p>2001年8月 ピルズベリー・ウインスロップ法律事務所ニューヨーク・オフィスにて研修</p> <p>2002年2月 ニューヨーク州弁護士登録（当時）</p> <p>2002年7月 弁護士法人三宅法律事務所パートナー</p> <p>2014年6月 株式会社長谷工コーポレーション社外監査役（現任）</p> <p>2016年6月 株式会社モリタホールディングス社外取締役（現任）</p> <p>2018年4月 大阪簡易裁判所民事調停委員（現任）</p> <p>2019年5月 弁護士法人三宅法律事務所代表社員（現任）</p>	-株
	監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要	<p>磯田光男氏は、長年にわたる弁護士としての企業法務に関する相当の知見、豊富な経験、高い見識を有しており、また、他社の社外取締役、社外監査役の経験も有していることから、それらを当社の経営に活かしていくため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。</p> <p>同氏が選任された場合は、上記の知見を活かして、特に企業法務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくこと、及び指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定等について客観的・中立的立場で関与、監督いただくことを期待しております。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	再任 社外 独立 高坂佳郁子 (1976年9月20日生)	<p>2002年10月 弁護士登録、色川法律事務所（現 弁護士法人色川法律事務所）入所</p> <p>2009年1月 色川法律事務所（現 弁護士法人色川法律事務所）パートナー</p> <p>2016年6月 日本山村硝子株式会社社外監査役</p> <p>2017年6月 日本山村硝子株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>アジア太平洋トレードセンター株式会社 社外監査役（現任）</p> <p>2018年3月 東洋炭素株式会社社外監査役</p> <p>2018年6月 当社社外監査役</p> <p>2020年1月 弁護士法人色川法律事務所社員弁護士（現任）</p> <p>2021年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2022年3月 東洋炭素株式会社社外取締役（現任）</p>	900株
	監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要	<p>高坂佳郁子氏は、弁護士として企業法務に精通しており、2018年6月から当社社外監査役、2021年6月から当社社外取締役（監査等委員）として、その職務を適切に遂行されております。同氏は他社の監査等委員である社外取締役の経験も有しております、その幅広い知識と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者といたします。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。</p> <p>同氏が選任された場合は、上記の知見を活かして、特に企業法務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくこと、及び指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定等について客観的・中立的立場で関与、監督いただくことを期待しております。</p>	

- (注) 1. 磯田光男氏は弁護士法人三宅法律事務所代表社員であり、当社は同法人と顧問契約を締結しておりますが、その取引額の割合は、当社の連結売上高及び同法人の売上高の1%未満のため、同氏の独立性に問題はありません。高坂佳郁子氏は弁護士法人色川法律事務所パートナーであり、当社は同法人と顧問契約を締結しておりますが、その取引額の割合は、当社の連結売上高及び同法人の売上高の1%未満のため、同氏の独立性に問題はありません。なお、その他の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高井晶治氏、磯田光男氏及び高坂佳郁子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 高井晶治氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。高坂佳郁子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。なお、高坂佳郁子氏には2021年6月までの3年間、社外監査役としての在任期間があります。
4. 当社は、高井晶治氏及び高坂佳郁子氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しております、当該契約に基づく責任の限度額は、同定款に定めた額の範囲内である5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。但し、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。なお、高井晶治氏が監査等委員である社外取締役に選任され、高坂佳郁子氏が監査等委員である社外取締役に再任された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、磯田光男氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております、当社取締役を含む被保険者の会社役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。（但し、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。）各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、高井晶治氏及び高坂佳郁子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。高井晶治氏が監査等委員である社外取締役に選任され、高坂佳郁子氏が監査等委員である社外取締役に再任された場合は、両氏を引き続き独立役員とする予定であります。また、磯田光男氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

(ご参考)

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成及び各取締役が有する主なスキル・経験・知識は次のとおりです。

	経営経験	マーケティング	医療業界に対する理解	ICTに対する理解	財務・会計	法務・ガバナンス・リスクマネジメント
安 田 忠 史	●	●	●	●	●	●
福 井 崇 史	●		●			
河 田 與 一	●		●			
郷 田 哲 夫	●	●	●	●		
大 馬 久 幸	●		●		●	●
黒 田 修 平	●	●	●	●	●	●
島 田 圭	●	●	●	●		
高 井 晶 治					●	
磯 田 光 男						●
高 坂 佳 郁 子						●

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2024年6月21日開催の第37回定時株主総会において、補欠の監査等委員である取締役として内藤欣也氏が選任されておりますが、2023年6月23日開催の第36回定時株主総会において、補欠の監査等委員である取締役に選任された永島恵津子氏の選任の効力が本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、さらに補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案が承認された場合、2名となる補欠の監査等委員である取締役が就任する順位につきましては、内藤欣也氏を第1順位、勝山武彦氏を第2順位といたします。

本補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

補欠の監査等委員である取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名・報酬委員会の答申を経ております。

なお、本選任につきましては、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
かつ 勝 やま たけ ひこ (1965年11月16日生)	1995年8月 公認会計士開業登録 1995年10月 税理士堀三芳事務所入所、公認会計士 (現任) 1995年11月 税理士登録 2007年12月 枚方市代表監査委員 2016年6月 当社社外監査役 2017年7月 大阪府後期高齢者医療広域連合 代表監査委員 2018年6月 当社社外取締役 2021年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	2,700株
補欠の監査等委員である 社外取締役候補者とした理由 及び期待される役割の概要	勝山武彦氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、2021年6月から当社社外取締役（監査等委員）として、その職務を適切に遂行されております。同氏の幅広い知識と高い見識を当社の経営に活かしていただきため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。 同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、上記の知見を活かして、特に企業会計について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくこと、及び指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定等について客観的・中立的立場で関与、監督いただくことを期待しております。	

- (注) 1. 勝山武彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 勝山武彦氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 勝山武彦氏は、現在、当社の社外取締役であり、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。なお、勝山武彦氏には2018年6月までの2年間、社外監査役としての在任期間があります。
4. 当社は、勝山武彦氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しております、当該契約に基づく責任の限度額は、同定款に定めた額の範囲内である5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。但し、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。なお、勝山武彦氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、同氏との間で当該契約と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております、当社取締役を含む被保険者の会社役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。（但し、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。）勝山武彦氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
6. 当社は、勝山武彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。勝山武彦氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、同氏を独立役員とする予定であります。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるPwC Japan有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の決定に基づいております。

また、監査等委員会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、適切性、品質管理体制及び監査報酬の水準等について総合的に判断した結果、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2025年3月31日現在)

名 称	太陽有限責任監査法人	
事務所所在地	主たる事務所	東京都港区元赤坂1丁目2番7号 赤坂Kタワー22階
	その他の事務所	大阪事務所ほか11事務所
沿革	1971年9月	太陽監査法人設立
	2006年1月	太陽監査法人とASG監査法人が合併し、太陽ASG監査法人を設立
	2008年7月	有限責任監査法人への移行に伴い、名称を太陽ASG有限責任監査法人に変更
	2012年7月	永昌監査法人と合併
	2013年10月	霞が関監査法人と合併
	2014年10月	太陽有限責任監査法人へ名称変更
	2018年7月	優成監査法人と合併
概要	資本金	530百万円
	構成人員	
	代表社員・社員	95名
	特定社員	5名
	公認会計士	376名
	公認会計士試験合格者等	253名
	その他専門職	216名
	事務職員	101名
	顧問	1名
	契約社員	276名
	合 計	1,323名
	関与会社	1,120社

(注) 太陽有限責任監査法人は、2024年1月1日から3月31日の間、金融庁より業務の一部停止命令を受けておりましたが、同監査法人は、2024年1月31日に金融庁に業務改善計画を提出しております。その進捗に関し2024年2月1日付で第1回目の報告、2024年3月29日付で第2回目の報告、2024年7月1日付で第3回目の報告を金融庁に提出し、監査品質の向上と課題の抜本的解決のため、透明性を確保したガバナンス機能の強化、組織体制の変更、組織風土の改革、人事制度の見直し及び監査現場の改革等の施策を実施しており、金融庁より、以後の報告は要しない旨の通知を受けております。

これらのことから、業務改善についての施策は完了していると判断できるため、同監査法人の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会は、同監査法人の再発防止に向けた改善への取り組みを評価するとともに、当社における監査業務は適正かつ厳格に遂行されると判断しております。

以上

事業報告

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善の下、景気は緩やかな回復が見られました。一方で、先行きにつきましては、米国の通商政策や物価上昇の継続、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある状況にあります。

当社グループを取り巻く経営環境は、受託臨床検査市場におきましては、医療機関への受診控えが解消したこと等により、コロナ禍前の環境へと回復しつつあります。また、ゲノム医療における遺伝学的検査の重要性が注目されており、遺伝子情報を活用した個別化医療への期待が高まっています。一方で、調剤薬局市場におきましては、調剤報酬及び薬価の改定による影響が大きく、厳しい事業環境となりました。医療分野におきましては、医療DXの実現に向け、情報通信、デジタル技術やデータを活用した新たなビジネスやサービスの創出が期待されております。

このような状況のもと、当社グループは、2024年5月に長期ビジョン「FALCO VISION 2030」・中期経営計画「FALCO INNOVATION 2026」を策定し、中長期的な持続的成長に向けた収益基盤を確立するために、基盤事業である臨床検査事業・調剤薬局事業の事業変革を推進するとともに、成長事業であるゲノム事業・ICT事業の更なる成長に向けた取り組みを推進してまいりました。

当連結会計年度におきましては、臨床検査事業及びICT事業の売上高、営業利益が増加したことにより、売上高は433億13百万円（前期比0.7%増）、営業利益は23億35百万円（前期比8.5%増）、経常利益は24億99百万円（前期比9.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は19億20百万円（前期比15.2%増）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

① 臨床検査事業

臨床検査事業におきましては、大都市圏を重点地域とした事業展開を進めたこと等により、受託数は増加いたしました。また、情報化の推進による集荷体制の強化と検査業務の効率化を推進することにより、生産性が向上し、コスト構造の改善が進みました。

ゲノム事業におきましては、体外診断用医薬品「MSI検査キット（FALCO）」の販売が堅調に推移し、周産期医療に係る遺伝子検査につきましても販路拡大に努めてまいりました。また、遺伝性腫瘍パネル検査の薬事申請・保険適用に向けた研究開発を推進いたしました。

このような事業展開の結果、臨床検査事業の売上高は263億97百万円（前期比1.7%増）、営業利益は15億94百万円（前期比5.9%増）となりました。

② 調剤薬局事業

当社グループが運営する調剤薬局等店舗総数は、当連結会計年度に3店舗閉局したことにより、107店舗（フランチャイズ店5店舗含む）となりました。

調剤薬局事業におきましては、かかりつけ薬剤師・薬局として求められる役割・機能を果たすとともに、高齢者施設及び在宅を中心とした地域医療との連携を進めつつ、処方箋応需の拡大に取り組んでまいりました。また、電子処方箋の受付やオンライン服薬指導等のICTを活用した患者との接点の強化、調剤業務の標準化と効率化を推進してまいりました。

このような事業展開を行ってまいりましたが、店舗数減少等による処方箋応需枚数の減少及び薬価改定による影響を受け、売上高は154億64百万円（前期比3.3%減）、営業利益は8億16百万円（前期比15.0%減）となりました。

③ ICT事業

ICT事業におきましては、販売活動を推進したことにより、診療所向けクラウド型レセプト総合支援サービス「レセスタ」の契約数及び中小規模病院向けクラウド型電子カルテ「HAYATE/NEO」の導入数は、順調に増加いたしました。また、医療DXの推進を見据え、顧客基盤の確立とサービス価値向上に向け、新たな機能開発を推進してまいりました。

このような事業展開の結果、ICT事業の売上高は14億52百万円（前期比35.8%増）、営業利益は3億53百万円（前期比148.5%増）となりました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は、15億14百万円であります。

その主なものは、臨床検査事業における建物設備、検査機器、調剤薬局事業における店舗設備、調剤機器及びICT事業における自社開発ソフトウェアの追加機能開発であります。

（3）資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資等の資金は、自己資金及び借入金を充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2024年5月に、2030年までの期間を事業の転換期とし、当社グループの果たすべき役割とグループ全体の経営方針を示す長期ビジョン「FALCO VISION 2030」を策定いたしました。また「FALCO VISION 2030」の実現に向けて、2024年度から2026年度までの3ヶ年を中長期的な持続的成長に向けた事業構造の転換推進期とし、中期経営計画「FALCO INNOVATION 2026」を策定いたしました。

①長期ビジョン「FALCO VISION 2030」

「FALCO VISION 2030」におきましては、事業構造の転換をグループ経営方針として定めており、事業ポートフォリオの変革により、成長事業による利益の成長と基盤事業による利益の安定化を実現することにより、持続的成長可能な収益構造への転換を目指しております。

また、企業価値向上に向けた取り組みについて定めており、株価純資産倍率（PBR）の向上に向けて、収益性及び資本効率の向上による自己資本利益率（ROE）の改善と期待成長率の向上を図るため、中長期的に以下の取り組みを推進しております。

- 1) 事業ポートフォリオの変革
- 2) 成長事業の強化
- 3) 適切なキャピタルアロケーション
- 4) 株主還元の強化
- 5) 成長に向けた事業基盤の強化

②中期経営計画「FALCO INNOVATION 2026」

「FALCO INNOVATION 2026」におきましては、事業構造の転換の推進により持続的成長に向けた収益基盤を確立することを中期経営方針として、以下の基本方針を定めております。

- 1) 臨床検査事業・調剤薬局事業の事業変革の推進
- 2) ゲノム事業・ICT事業の更なる成長に向けた取り組みの推進
- 3) サステナビリティの実現に向けた取り組みの推進
- 4) 中長期的な成長に向けた事業基盤の確立
- 5) 適切なキャピタルアロケーションと配当を重視した株主還元

上記の基本方針のもと、各事業において、以下の取り組みを推進することにより、医療を取り巻く環境変化に対応したインフラを提供し、社会課題を解決するソリューションを提供してまいります。

- 1) 臨床検査事業：情報化の推進による集荷体制の強化と検査業務の効率化
- 2) 調剤薬局事業：高齢者施設向けの新たな薬局・ビジネスモデルの確立
- 3) ゲノム事業：NIPT（非侵襲性出生前遺伝学的検査）及び体外診断用医薬品「MSI検査キット（FALCO）」の市場拡大と遺伝性腫瘍パネル検査の開発
- 4) ICT事業：医療DXの推進を見据えた顧客基盤の確立とサービス価値の向上

また、配当による株主還元をより一層強化し、中長期的な株主価値の向上を図るため、当連結会計年度より、株主還元に関する指標を連結純資産総還元率から連結純資産配当率（DOE）に変更し、株主還元につきましては連結純資産配当率（DOE）5%を目標としております。

上記の株主還元の目標の達成及び株価純資産倍率（PBR）の向上に向けて、収益性と資本効率の向上及び期待成長率の向上を図るため、「FALCO INNOVATION 2026」におきましては、自己資本利益率（ROE）8%以上、営業利益28億円、当期純利益20億円を中期経営計画の対象期間における中期経営目標としております。

「FALCO INNOVATION 2026」の初年度である当連結会計年度の進捗状況は、臨床検査事業におきましては、検体の集荷体制の強化及び検査データの集中管理による検査業務の効率化などにより、生産性が向上し、順調に推移いたしました。ゲノム事業におきましては、NIPT（非侵襲性出生前遺伝学的検査）の販路拡大及び体外診断用医薬品「MSI検査キット（FALCO）」の市場浸透を図るとともに、遺伝性腫瘍パネル検査の薬事申請・保険適用に向けた研究開発を推進いたしました。

調剤薬局事業におきましては、高齢者施設からの処方箋応需を拡大し、ICTの活用による調剤業務の標準化と効率化を着実に進めました。

ICT事業におきましては、販売体制の確立と新たな機能開発を推進したことにより、診療所向けクラウド型レセプト総合支援サービス「レセスタ」の契約数及び中小規模病院向けクラウド型電子カルテ「HAYATE/NEO」の導入数は順調に増加いたしました。

また、収益性及び資本効率の改善により、自己資本利益率（ROE）が向上いたしました。株主還元につきましては、継続的な増配により、連結純資産配当率（DOE）5%の早期目標達成を見込んでおります。

このような状況により、中期経営目標の達成に向けて、当連結会計年度は順調に推移いたしました。

当社グループは、「FALCO INNOVATION 2026」の取り組みを推進し、引き続き事業構造の転換による持続的成長可能な収益基盤の確立と中長期的な株主価値の向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第35期 2022年3月期	第36期 2023年3月期	第37期 2024年3月期	第38期 (当連結会計年度) 2025年3月期
売上高(百万円)	50,007	46,913	43,007	43,313
経常利益(百万円)	5,809	3,310	2,288	2,499
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,533	2,261	1,666	1,920
1株当たり当期純利益(円)	339.00	215.29	151.72	181.81
総資産(百万円)	40,256	38,893	36,425	36,019
純資産(百万円)	23,478	26,591	26,026	25,253
1株当たり純資産額(円)	2,237.14	2,362.21	2,431.22	2,479.62

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第35期 2022年3月期	第36期 2023年3月期	第37期 2024年3月期	第38期 (当事業年度) 2025年3月期
営業収益(売上高)(百万円)	3,821	3,353	3,049	3,402
経常利益(百万円)	2,803	1,891	1,474	1,798
当期純利益(百万円)	2,648	2,290	1,888	2,168
1株当たり当期純利益(円)	254.07	218.04	171.85	205.29
総資産(百万円)	24,297	26,385	24,210	24,425
純資産(百万円)	20,102	23,244	22,900	22,375
1株当たり純資産額(円)	1,914.28	2,063.91	2,138.28	2,196.19

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な子会社の状況（2025年3月31日現在）

会社名	資本金 (単位:百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
(株)ファルコバイオシステムズ	98	100	臨床検体検査受託業務 医療情報システムの販売業務 体外診断用医薬品等の製造・販売業務
(株)アースト	50	100	体外診断用医薬品等の販売業務
(株)ファルコファーマシーズ	45	100	処方箋調剤業務
チューリップ調剤(株)	453	100	処方箋調剤業務
(株)メディサイジュ	5	100	医療情報システムの開発・販売業務の受託 管理業務

(7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、臨床検査事業、調剤薬局事業及びICT事業を行っております。各事業の内容は以下のとおりであります。

- ① 臨床検査事業
臨床検体検査の受託業務
レセプト総合支援サービス等の医療情報システムの販売業務
体外診断用医薬品等の製造・販売業務
- ② 調剤薬局事業
処方箋調剤業務を行う調剤薬局の経営
- ③ ICT事業
電子カルテ、レセプト総合支援サービス等の医療情報システムの開発・販売業務

(8) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事 業 区 分	従 業 員 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
臨 床 検 査 事 業	608 (1,062)名	50名減 (32名減)
調 剤 薬 局 事 業	373 (168)名	13名減 (-)
I C T 事 業	58 (4)名	10名増 (1名減)
全 社 (共 通)	23 (1)名	3名減 (1名増)
合 計	1,062 (1,235)名	56名減 (32名減)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
 2. 従業員数欄の（外数）は、定時社員、契約社員及び嘱託社員の当連結会計年度平均雇用人員であります。
 3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
3 (1) 名	2名減 (1名増)	55.7歳	32年

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であります。
 2. 従業員数欄の（外数）は、嘱託社員の当事業年度平均雇用人員であります。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,880,177株
(注) 2025年2月28日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて200,000株減少しております。
- (3) 株主数 9,130名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,080,700株	10.28%
株式会社ビー・エム・エル	1,014,800株	9.66%
ファルコホールディングス従業員持株会	418,104株	3.98%
光通信株式会社	376,700株	3.58%
野村信託銀行株式会社（ファルコホールディングス従業員持株会専用信託口）	354,800株	3.38%
株式会社三菱UFJ銀行	315,900株	3.01%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	279,900株	2.66%
松本油脂製薬株式会社	272,000株	2.59%
大阪中小企業投資育成株式会社	208,000株	1.98%
赤澤寛治	168,190株	1.60%

(注) 持株比率は自己株式(369,879株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

①「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」の導入

当社は、人的資本経営の一環として、また、当社及び当社の子会社の従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の充実、及び株主としての資本参与による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、2025年1月より「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」を導入いたしました。

なお、本プラン導入のために設定されたファルコホールディングス従業員持株会専用信託が、当事業年度末において所有する当社株式数は、354,800株であります。

②自己株式の取得及び消却

1)自己株式の取得

2024年11月28日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

- ・取得した株式の種類及び数 当社普通株式 165,000株
- ・株式の取得価額の総額 371,745,000円
- ・取得日 2024年11月29日

2)自己株式の消却

2025年2月12日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

- ・消却した株式の種類及び数 当社普通株式 200,000株
- ・自己株式の消却額 438,000,000円
- ・消却日 2025年2月28日

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2025年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	安 田 忠 史	株式会社メディサージュ 代表取締役会長
代表取締役 副社長執行役員	松 原 宣 正	
取締役 専務執行役員	福 井 崇 史	ゲノム事業室長 株式会社ファルコバイオシステムズ 代表取締役会長（兼）バイオメディカル事業部長 株式会社ファルコファーマシーズ 取締役会長 チューリップ調剤株式会社 取締役会長 株式会社メディサージュ 代表取締役
取締役 常務執行役員	河 田 與 一	臨床事業室長 株式会社ファルコバイオシステムズ 代表取締役社長
取締役	郷 田 哲 夫	経営企画室長
取締役	高 井 晶 治	高井晶治公認会計士事務所 代表 公認会計士 日本公認会計士協会京滋会副会長 ひかり監査法人 経営機能監督委員
取締役（常勤監査等委員）	井 田 匠 洋	
取締役（監査等委員）	勝 山 武 彦	税理士堀三芳事務所 公認会計士
取締役（監査等委員）	高 坂 佳 郁 子	弁護士法人色川法律事務所 社員弁護士 日本山村硝子株式会社 社外取締役（監査等委員） 東洋炭素株式会社 社外取締役 アジア太平洋トレードセンター株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役高井晶治氏、取締役（監査等委員）勝山武彦氏及び取締役（監査等委員）高坂佳郁子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）勝山武彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために井田匠洋氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役高井晶治氏、取締役（監査等委員）勝山武彦氏及び取締役（監査等委員）高坂佳郁子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
安田忠史	代表取締役社長執行役員	代表取締役社長 社長執行役員	2024年6月21日
松原宣正	株式会社ファルコバイオシステムズ 代表取締役会長	株式会社ファルコバイオシステムズ 取締役相談役	2024年6月18日
	株式会社ファルコファーマシーズ 代表取締役会長	株式会社ファルコファーマシーズ 取締役相談役	
福井崇史	取締役常務執行役員 経営企画室 ゲノム事業室長	取締役専務執行役員 ゲノム事業室長	2024年6月21日
	株式会社ファルコバイオシステムズ 専務取締役 バイオメディカル事業部長	株式会社ファルコバイオシステムズ 代表取締役会長 バイオメディカル事業部長	2024年6月18日
	—	株式会社ファルコファーマシーズ 取締役会長	
	—	チュークリップ調剤株式会社 取締役会長	
	—	株式会社メディサーチュ 代表取締役	
郷田哲夫	取締役執行役員 I C T事業室長	取締役 経営企画室長	2024年6月21日
	株式会社ファルコバイオシステムズ 専務取締役	—	2024年6月18日
	株式会社メディサーチュ 代表取締役社長	—	
高井晶治	—	ひかり監査法人 経営機能監督委員	2025年2月1日

6. 当社は執行役員制度を導入しており、2025年3月31日現在における取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員	大馬久幸	ファーマ事業室副室長
執行役員	阿部治	ファーマ事業室長
執行役員	黒田修平	管I C T理事業室副室長 理事業室副室長

(2) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1) 取締役の個人別基本報酬の額及び算定方法の決定方針

基本報酬は月額報酬、賞与からなる。

基本報酬は、役位、職責、在任年数、当社業績、業績貢献を基本とし、他社水準、従業員給与の水準をも考慮し決定する。中長期的な企業価値向上のインセンティブのため、当社業績として連結純資産額を重視する。

報酬額決定のために、上記要素を基礎とする算定基準を策定する。算定基準は、指名・報酬委員会へ諮問、答申のうえで、取締役会にて決定する。

2) 非金銭報酬の内容、額及び算定方法の決定方針

非金銭報酬は、中長期的な会社業績及び企業価値の向上に対するインセンティブ付与を目的とするとともに、株主との利益意識の共有を一層促すことを目的に、譲渡制限付株式報酬とする。

譲渡制限期間は30年間とし、任期満了、死亡その他正当な理由により譲渡制限期間満了前に、当社取締役その他取締役会が別途定める役職のいずれからも退任した場合、譲渡制限を解除する株数及び時期を必要に応じて合理的に調整することができるものとする。

本来、株式報酬として支払うべきものが特段の事情（重要事実の発生等）で支払うことが出来なかった場合に、相当額を臨時報酬として金銭で支給することがある。

報酬額決定のために、役位、職責、在任年数、業績貢献を基礎とする算定基準を策定する。算定基準は、指名・報酬委員会へ諮問、答申のうえで、取締役会にて決定する。

3) 報酬等の種類別割合の決定方針

報酬等の種類別割合は、役位、職責、在任年数、当社業績、業績貢献に応じて変動するため、その割合は定めない。

4) 取締役に対し報酬を与える時期

基本報酬：月額払い

株式報酬：事前交付型（任期開始時に交付）

5) 個人別報酬の決定についての委任

個人別の報酬額については取締役会において決議された算定基準にもとづき、代表取締役がその具体的な内容について委任を受け、決定するものとする。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び株式報酬の額とする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員 数 (名)
		金 銭 報 酉	業績運動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	273 (8)	273 (8)	— (—)	— (—)	7 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	35 (18)	35 (18)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	308 (26)	308 (26)	— (—)	— (—)	10 (4)

- (注) 1. 上表には、当社子会社の取締役を兼任する取締役の当該子会社負担分の報酬等が含まれております。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。
3. 取締役 (監査等委員である取締役を除く) の賞与も含めた報酬等の額は、2021年6月22日開催の第34回定期株主総会において、年額4億円以内（うち、社外取締役分は年額40百万円以内。但し、使用人分給与は含まない）と決議しております。当該株主総会の終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く) の員数は9名（うち、社外取締役2名）です。
- また、上記の報酬等の額の枠内で、同定期株主総会において、譲渡制限付株式付与のために支給する報酬の額として年額1億円以内、その発行または処分される当社の普通株式の総数は年40,000株以内と決議しております。当該株主総会の終結時点の取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く) の員数は7名です。
4. 監査等委員である取締役の賞与も含めた報酬等の額は、2021年6月22日開催の第34回定期株主総会において、年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会の終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
5. 取締役会は、代表取締役社長 社長執行役員 安田忠史氏及び代表取締役 副社長執行役員 松原宣正氏に対し、各取締役の基本報酬の額及び株式報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社定款及び会社法第427条第1項の規定により、取締役高井晶治氏、取締役 (監査等委員) 勝山武彦氏及び取締役 (監査等委員) 高坂佳郁子氏は、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、同定期款に定めた額の範囲内である5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。但し、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限ります。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の役員、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。

但し、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするために、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職の状況については、「(1)取締役の氏名等」に記載のとおりであります。社外役員の兼職先と当社との間には、重要な取引その他特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関する職務の概要
社 外 取 締 役	高 井 晶 治	2024年6月21日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行い、特に企業会計について専門的な観点から監督、助言等を行うなど、適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、就任以降に開催された委員会5回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	勝 山 武 彦	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席し、また、監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行い、特に企業会計について専門的な観点から監督、助言等を行うなど、適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会7回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	高 坂 佳 郁 子	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席し、また、監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行い、特に企業法務について専門的な観点から監督、助言等を行うなど、適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会7回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	18,228	流動負債	7,432
現金及び預金	9,420	支払手形及び買掛金	4,284
受取手形及び売掛金	6,209	短期借入金	400
商品及び製品	785	リース債務	59
仕掛品	64	未払金	733
原材料及び貯蔵品	464	未払法人税等	525
その他の	1,286	賞与引当金	482
貸倒引当金	△0	その他の	947
固定資産	17,790	固定負債	3,332
有形固定資産	11,267	長期借入金	844
建物及び構築物	4,239	リース債務	134
工具器具備品	889	繰延税金負債	292
土地	5,382	退職給付に係る負債	1,652
リース資産	119	資産除去債務	84
建設仮勘定	471	その他の	323
その他の	164	負債合計	10,765
無形固定資産	543	純資産の部	
ソフトウェア	419	株主資本	24,577
その他の	123	資本金	3,371
投資その他の資産	5,979	資本剰余金	3,307
投資有価証券	3,675	利益剰余金	19,485
繰延税金資産	982	自己株式	△1,586
その他の	1,325	その他の包括利益累計額	603
貸倒引当金	△4	その他有価証券評価差額金	603
資産合計	36,019	新株予約権	72
		純資産合計	25,253
		負債及び純資産合計	36,019

連結損益計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売 上 高	43,313
売 上 原 価	29,956
売 上 総 利 益	13,357
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	11,022
営 業 利 益	2,335
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	93
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	0
受 取 保 証 料	33
そ の 他	87
	215
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	5
支 払 手 数 料	5
保 険 解 約 損	4
投 資 運 用 損	6
棚 卸 資 産 処 分 損	25
そ の 他	2
	50
経 常 利 益	2,499
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	397
固 定 資 産 売 却 益	3
	401
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	6
減 損 失	117
	123
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	2,777
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	937
法 人 税 等 調 整 額	△80
当 期 純 利 益	1,920
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	1,920

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,321	流動負債	807
現金及び預金	7,096	短期借入金	400
関係会社短期貸付金	952	関係会社短期借入金	120
未収入金	214	未払金	126
その他の	59	未払法人税等	34
固定資産	16,103	賞与引当金	20
有形固定資産	9,224	その他の	106
建物及び構築物	3,608	固定負債	1,241
土地	4,991	長期借入金	844
その他の	624	繰延税金負債	292
無形固定資産	45	退職給付引当金	54
ソフトウェア	45	資産除去債務	22
その他の	0	その他の	27
投資その他の資産	6,833	負債合計	2,049
投資有価証券	3,675	純資産の部	
関係会社株式	2,723	株主資本	21,699
その他の	437	資本金	3,371
貸倒引当金	△3	資本剰余金	3,208
資産合計	24,425	資本準備金	3,208
		利益剰余金	16,706
		利益準備金	103
		その他利益剰余金	16,602
		配当平均積立金	3,000
		別途積立金	3,500
		繰越利益剰余金	10,102
		自己株式	△1,586
		評価・換算差額等	603
		その他有価証券評価差額金	603
		新株予約権	72
		純資産合計	22,375
		負債及び純資産合計	24,425

損益計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
営業収益	3,402
営業費用	1,727
営業利益	1,675
営業外収益	
受取利息及び配当金	92
受取保証料	33
その他	13
	139
営業外費用	
支払利息	3
支払手数料	5
投資運用損	6
その他	1
	16
経常利益	1,798
特別利益	
投資有価証券売却益	397
特別損失	
固定資産除却損	0
減損損失	0
	0
税引前当期純利益	2,195
法人税、住民税及び事業税	27
法人税等調整額	△0
当期純利益	2,168

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

株式会社ファルコホールディングス
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 浦上 卓也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 静山 なつみ
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ファルコホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファルコホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

株式会社ファルコホールディングス
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 浦上 卓也
公認会計士 静山 なつみ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファルコホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第38期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC Japan 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwC Japan 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月13日

株式会社ファルコホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 井 田 匠 洋 印

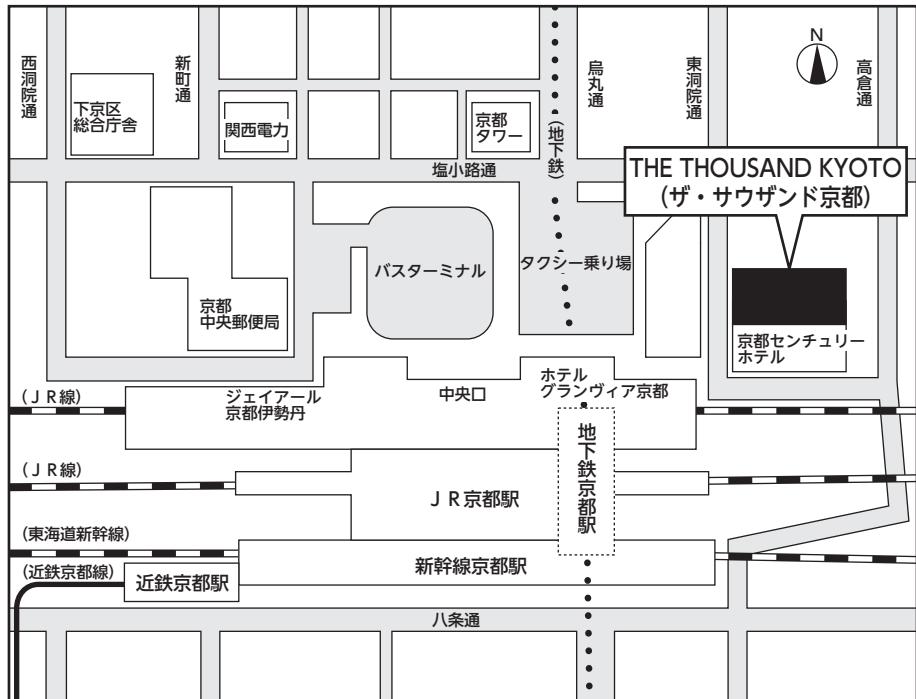
監査等委員 勝 山 武 彦 印

監査等委員 高 坂 佳 郁 子 印

（注）監査等委員 勝山武彦及び高坂佳郁子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場ご案内略図

会 場 京都市下京区東塩小路町570番
THE THOUSAND KYOTO (ザ・サウザンド京都) 1階 大宴会場「花鳥」



(交通のご案内)

- ・ JR 京都駅中央口から東へ徒歩約 2 分
- ・ 地下 (JR 京都駅東口・八条口連絡通路・地下鉄京都駅中央 1 改札口) より、「出口 5」をご利用ください。
- ・ 近鉄京都駅改札口からは、南北自由通路を通り、JR 京都駅中央口方向へお進みください。

(お願 い)

- ・ 駐車場はご用意しておりませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。